

制定 平成20年3月11日

職員の服務に関する準則

(総則)

第1条 この準則は、放送法第62条に基づき、日本放送協会の職員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に遂行するために必要な服務に関する事項を定めたものである。

(服務基準)

第2条 職員は、放送が公正、不偏不党な立場に立って国民文化の向上と健全な民主主義の発達に資するとともに、国民に最大の効用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであることを自覚して、誠実にその職責を果たさなければならない。

(職務専念義務)

第3条 職員は、公共放送を支える受信料の重みを深く認識し、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(諸規定の遵守義務)

第4条 職員は、放送法その他の法令および協会の諸規定を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 職員は、日本放送協会の名誉や信用を損なうような行為をしてはならない。

(職場秩序の保持)

第6条 職員は、その職務の遂行にあたっては、互いに人格を尊重し、かつ協力して職場秩序の保持に努めなければならない。

(機密保持)

第7条 職員は、職務上知ることのできた機密（個人情報を含む）を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(情報の私的利用の禁止)

第8条 職員は、職務上知ることのできた情報を個人の利益のために利用してはならない。

(職員の兼職禁止)

第9条 職員は、上司の許可を得ることなく、事業を営みまたは他の業務に携わってはならない。

(違反に対する処分)

第10条 この準則に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分を受けることがある。

付 則

この準則は、平成20年4月1日から施行する。